

居住支援事業に係る杉並区視察結果について

- ・日時：平成28年7月21日（木）
- ・時間：午後1時30分～4時
- ・場所：あんさんぶる荻窪
- ・相手方：杉並区社会福祉協議会（4名） 杉並区住宅課 （2名）
- ・視察者：船橋市社会福祉協議会（2名） 船橋市住宅政策課 （2名）

1. 高齢者等アパートあっせん等事業 ※契約率は5割

- ・受付窓口 杉並区住宅課
- ・H27年度 申請：173件 成立：108件（高齢者が7割）
- ・申請理由は、立ち退きが半数を占める
- ・69,800円を限度に仲介手数料を助成（1回のみ）
- ・H27年度 助成件数：66件

課題

あっせん事業について、申請者が求める条件に合った物件が多く、契約率は5割にのぼっている。区が中間に関わっていることから、安心・信頼される事業として一定の効果はあると思われる。ただし、区のあっせん事業に積極的に協力してもらえない店舗もあり、今後、協力いただける店舗・家主の拡大が必要。

※以下の事業はアパートあっせん事業が決定された方が対象（決定後社協に申込）

2. 高齢者等入居支援事業（社協受託事業）

（1）見守りサービス

- ・週1回 電話による安否確認 →ALSOKに委託
- ・H27年度 申込：3件 実施：3件

（2）葬儀の実施 →葬儀業者と協定を締結

- ・H27年度 申込：5件 実施：1件

（3）残存家財処理 →業者と協定を締結

- ・家財は全て処分が基本。ただし、現金等は住宅課に返還し、住宅課から親族等に渡す
- ・H27年度 申込：5件 実施：1件

（4）家賃債務保証 →民間保証会社と協定を締結

- ・賃貸住宅への入居・更新時に、保証人がなく、保証会社を利用した場合に、保証料の一部を区が助成 30,000円（1回のみ）
- ・区の協定保証会社（4社）を利用すれば、通常の7割引
- ・H27年度 申請：92件 助成：37件

課題

葬儀の実施・家財処分ともに、預託金では不足する傾向。不足分については、区より補助金として交付されている。また申し出がない限り、契約者が転居や入院、死亡などの状況が把握できない。緊急連絡先に連絡が取れないことから、その後の手続きが円滑に進まないことや、財産の返還について明確な基準がないなどがある。

3. その他（あんしん未来事業：社協事業）

○基本サービス

(1) 見守りサービス

- ・月1回の電話連絡や3か月に1回の訪問。 1か月 1,000円
- ・H27年度 登録：28件 実績：336件

○選択サービス

(2) 日常生活の支援サービス

- ・福祉サービスの利用援助、金銭管理の支援、契約手続きの支援、専門職仲介、入院時に行う支援等
- ・1時間 2,500円
- ・超えた場合30分ごとに 1,250円

(3) 保証機能サービス

- ・H27年度 登録：27件 実績：16件
- ・入院時や施設入所時の保証人に準じた支援
- ・死亡時の葬儀・埋葬に要する手続きの支援
- ・1時間 2,500円
- ・超えた場合30分ごとに 1,250円

(4) 書類等預かりサービス

- ・H27年度 登録：0件 実績：0件
- ・通帳や保険証書をお預かりし、貸金庫に保管
- ・1か月 1,000円

※預託金等を預かった場合は、公正証書遺言を作成する。

課題

契約数増加に伴う、対応が困難。契約時における預託金等に資金が必要であり、資力がある方でないと利用が難しい。

契約・サービス開始までの流れ

1
相談

- まずはお電話にてご相談ください。
※相談の段階で契約対象となるか、確認させていただきます。
- 契約対象と確認できたら、将来の介護や医療に関するご希望や支援の方法等、ご意向をお聞きしながら支援計画、契約書を作成します。
公証役場で、公正証書遺言の作成準備もさせていただきます。

2
審査

- 審査会にて契約内容を審査します。審査会は年に3回の予定です。
※相談から契約までには十分な時間が必要です。

3
契約

- あんしん未来支援事業契約と同時に公証役場で公正証書遺言の作成も行います。
- 契約時に日常的金銭管理通帳、預託金等をお預かりします。

サービス開始



ご相談・お問合せ

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

生活支援課

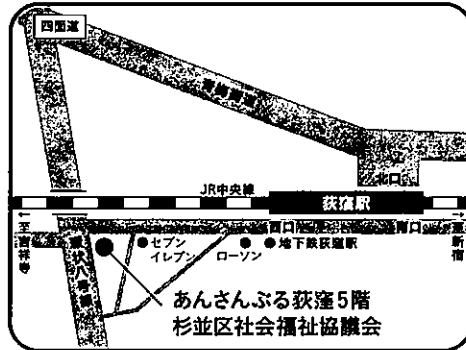
あんしんサポート係

電話:03-5347-1020

FAX:03-5347-2061

〒167-0051

杉並区荻窪 5-15-13 あんさんぶる荻窪5階

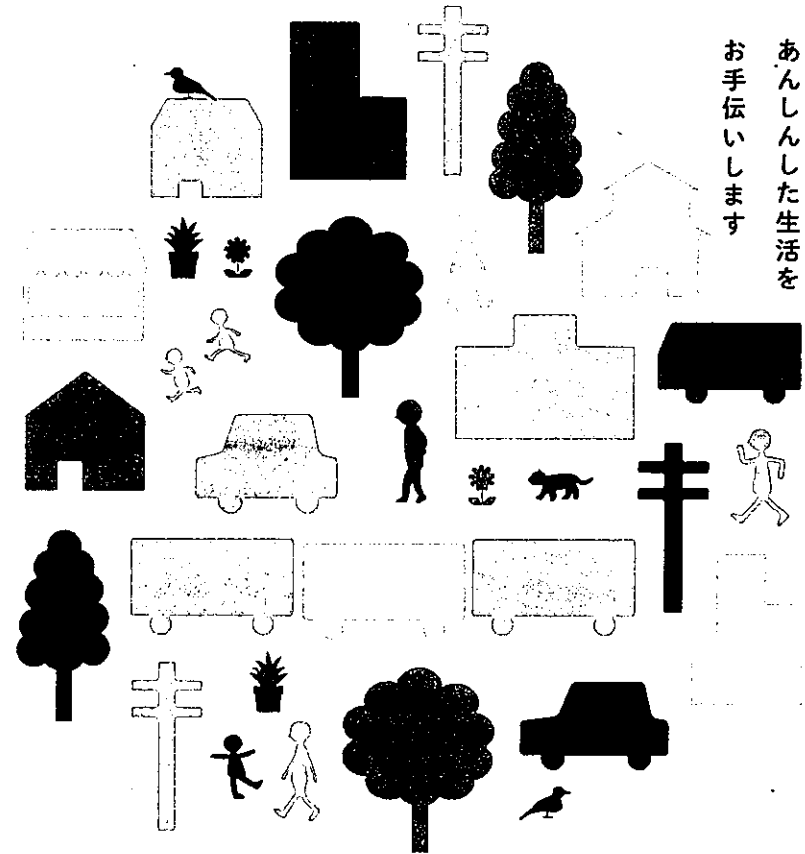


開所
日時

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで

(※日曜・祝日及び年末年始はお休みです)

あんしん未来支援事業



住み慣れた地域での
あんしんした生活を
お手伝いします

あんしん未来支援事業とは？

支援可能な親族がない高齢者や障害のある方を対象に、判断能力があるうちにいざというときの支援内容をご本人とあらかじめ決めておき、入院時等に支援を行う事業です。

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

ご利用 できる方

次の①～⑤すべて
当てはまる方

- ① 杉並区に住所があり、かつ居住をしている方
- ② 65歳以上の高齢者、または障害者のみの世帯で、かつ支援可能な配偶者及び3親等以内の親族がいない方
- ③ 事業の契約内容を判断することができる方
- ④ 預貯金等(国債・地方債を含む)が3,000万円以下
- ⑤ 所得が住民税課税所得金額180万円以下

基本サービス

見守りサービス

月に1回の電話連絡や3か月に1回の訪問により、定期的に安否確認をします。



選択サービス

1. 日常生活の支援サービス

● 必要時に行う支援

- ① **福祉サービスの利用支援**
福祉サービスについての相談・手続きなどを支援します。
- ② **日常的金銭管理の支援**
年金や手当、保険金などの受領手続き、支払い、解約手続き等を支援します。
- ③ **契約手続きの支援**
各種契約に必要な支援を行います。
- ④ **専門職仲介**
法定後見申立て支援や弁護士・司法書士等専門職への仲介を行います。

● 入院時に行う支援

- ① **事前に指定された連絡先へ連絡します。**
- ② **支払支援や必要物品をお届けします。**
- ③ **医療説明時の同席や入院手続き等を行います。**

※入院時等の支援のために通帳(日常的金銭管理通帳*1)を1冊お預かりいたします。

選択サービス

2. 保証機能サービス

- ① **入院時や施設入所時の保証機能**
入院時や施設入所時の保証人に準じた支援をします。
- ② **葬儀・埋葬の手続き支援**
死亡時の葬儀、埋葬等に要する手続きの支援等をします。

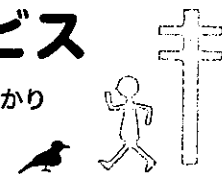
重要事項

※保証機能サービスには預託金*2が必要です。
預託金は、入院や福祉施設入所などの費用を支払う手続きができない場合、代わりにその費用を支払うために、契約時にお預かりするお金です。終了時に返金いたします。本人にお返しが出来ない場合のために公正証書遺言でお返し先を決めておく必要があります。

※公正証書遺言について
預託金をお預かりした場合は、通帳や預託金等のお返し先などについて「公正証書遺言」を作成していただきます。作成にあたっては、お手伝いをいたします。

3. 書類等預かりサービス

ご自宅に保管しておくことが心配な通帳や保険証書を預かり貸金庫で保管します。



● 利用料

区分	サービス内容	料金
基本サービス	見守りサービス	1か月あたり 1,000円
選択サービス	① 日常生活の支援サービス	1時間まで 2,500円
	② 保証機能サービス	※1時間を超えた場合30分ごとに 1,250円
	③ 書類等預かりサービス	1か月あたり 1,000円

● 日常的金銭管理通帳*1

使用目的	金額
入院・施設入所	450,000円
その他の費用	協議の上、定める

● 預託金*2

使用目的	金額
入院・施設入所	450,000円
葬儀埋葬等	350,000円
その他の費用	協議の上、定める

アパート探しのお手伝いをいたします!

杉並区が行っているサービス

高齢者等アパートあっせん事業

部屋探し、物件情報の提供をお願いします

「あっせん決定通知書」(杉並区内に住民票がある方が対象です)を提示した方には部屋探しのお手伝い、賃貸物件を紹介してください。

※区では、仲介手数料助成制度があります
(契約手続き完了後、必要書類を、杉並区住宅課へ提出するようお伝えください。)
(詳細は、杉並区都市整備部住宅課へお問い合わせください。)

家賃等債務保証

「家賃等債務保証の決定通知書」を提示した方が、区と協定を結んでいる保証会社を利用すれば7割引の保証料で契約できます。下記以外の保証会社を利用された方もその保証料の一部を助成いたします。

《区と協定を締結した保証会社》

日本セーフティ(株)	港区港南2-12-32	0120-34-6225
フォーシーズ(株)	港区新橋5-13-7	0120-565-906
(株)Casa(カーサ)	新宿区西新宿2-6-1	03-6863-3964
エルズサポート(株)	新宿区馬場下町1-1	03-6233-6260

※区では保証料の助成制度があります。

(契約手続き完了後、必要書類を、杉並区住宅課へ提出するようお伝えください。)
(詳細は、杉並区都市整備部住宅課へお問い合わせください。)

その他高齢者の方が安心して暮らせるサポートは...

お問合せ先
杉並区役所 住宅課
3312-2111
(内線3538)



見守りサービス

☆週1回、見守りサービスを実施する委託会社が電話をかけて、安否確認を行う制度です。

○利用料 電話による安否確認：無料

身元引受人またはご親族のいない賃借人がお亡くなりになった場合を考え、以下の事業の加入をお勧めしています。

葬儀の実施

☆身元引受人または親族に代わって 葬儀を行う制度です。

預託金 70,000円(本人負担)

残存家財等撤去

☆住宅内に残された家財等の片づけを行う制度です。

預託金 50,000円(本人負担)

高齢者緊急通報システム

☆急病・緊急時に現場派遣員が駆けつけるため、安心して暮らせます!

自宅に通報機、安心センサー、火災センサーを設置します。

急病時には、ペンダント型の救急ボタンを押すだけで受信センターに通報され、現場派遣員が自宅に駆けつけます。また、利用者に代わり救急車を要請します。

【対象者】65歳以上の高齢者のみの世帯で、慢性疾患があり常時注意を要する方。

【利用料金】所得に応じた費用負担があります。(生活保護受給の方は無料です。)

☆ 大家さん(オーナー)が安心して高齢者の方などにお部屋を貸すことができるための区の支援策です!!

高齢者等入居支援事業

- ①見守りサービス
- ②葬儀の実施
- ③残存家財等の撤去

- 民間賃貸住宅へお住まいの方が、安心して住み続けられるように支援する制度です。

利用できる方

- 高齢者(単身) 自立した日常生活が営める 65 歳以上の方
- 障害者(単身) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている方

※ いずれも次の要件を備えている方

- ① 区内に居住している方
- ② 現にアパートに居住している、又は新たにアパートに居住しようとする方
- ③ 緊急時連絡先がある方

サービスの内容

① 見守りサービス (区に申し込みをします)

(1) 見守りサービスは、週1回、見守りサービスを実施する団体が電話をかけ、安否確認を行う制度です。また、訪問援助(通院介助、買い物等の手伝いなど)の利用もできます。

- 利用料 電話による安否確認：無 料
訪 問 援 助：自己負担

※区での手続きが完了後、見守りサービスを実施する団体から実施日時等の連絡が入りますので、日時等の調整をしてください。

※このサービスは、高齢者(単身)のみのサービスです。

※介護保険サービス等を利用されている方は利用できません。

② 葬儀の実施 (区での手続き後、杉並区社会福祉協議会に申し込みをします)

(1) 葬儀の実施は、親族等がいらっしゃらない方がお亡くなりになった場合、親族に代わって葬儀を行う制度です。

● 預託金 70,000円

(※預託金は、杉並区社会福祉協議会に支払います。)

(2) 火葬後のご遺骨は、葬儀社で5年間お預かりします。

③ 残存家財等撤去

(区での手続き後、杉並区社会福祉協議会に申し込みをします)

(1) 残存家財等撤去は、親族等がいらっしゃらない方が、お亡くなりになった後に住宅内に残された家財等の片づけを行う制度です。

● 預託金 50,000円

(※預託金は、杉並区社会福祉協議会に支払います。)

葬儀の実施・残存家財等撤去の申し込み方法

- ① 住宅課で申請をします。
- ② 「高齢者等入居支援サービス利用決定通知書」がお手元に届きましたら、(社)杉並区社会福祉協議会へ必要書類等をご持参の上、申し込みの手続きを行ってください。
- ③ 葬儀の実施及び残存家財等撤去のご利用が決定次第、区から賃貸人等へ加入のお知らせをいたします。

必要書類等

- 高齢者等入居支援サービス利用決定通知書 (住宅課から送付されてきたもの)
- 戸籍謄本
- 葬儀の実施預託金 70,000円
- 残存家財等撤去預託金 50,000円
- 印鑑

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

〒167-0051

杉並区荻窪5-15-13 あんさんびる荻窪5階

03-5347-1020

《問合せ先》杉並区役所 都市整備部住宅課 管理係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111 (代表)

高齢者等アパートあっせん事業

- 取り壊し、立ち退きの要求、その他の理由で、新たにアパートをお探しの方に、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。
- 仲介手数料の支払いに対する助成制度もあります。
- 保証人がいない方は、家賃等債務保証サービスも併せてご利用いただけます。

利用できる方

杉並区内にお住まいの、住宅に困窮しているつぎの方

- 高齢者世帯 自立した日常生活が営める65歳以上の単身者又は65歳以上と60歳以上の方で構成されている世帯
- ひとり親家庭 20歳未満の子を扶養している配偶者のいない方
- 障害者世帯 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている方又はこれらの方が同居する世帯
- 災害被災者 地震、風水害、火災等により現に居住している住宅が被災した方
- 犯罪被害者 犯罪等により被害を受けた方及びその家族
- DV被害者 配偶者または同居を共にする交際相手から暴力を受けた方

1 申し込み

◇必要書類を揃え、区役所住宅課（西棟5階）へお越しください。

- ① 申し込み資格を確認できる書類
 - ・ 障害者世帯は障害者手帳
 - ・ 災害被災者は罹災証明書
 - ・ 犯罪被害者・DV被害者の方は、「個別相談窓口」（※裏面参照）で交付される「確認書」
- ② 住宅に困窮していることが確認できる書類
 - ・ 立ち退き・取り壊し等の通知文、施設等入所許可書など
- ③ 前年の世帯の年間所得が確認できる書類
 - ・ 課税・非課税証明書（税情報で確認できる場合は不要です。）

2 書類の審査

- ① 申込書類を審査し、資格要件を満たす方には、「アパートあっせん決定通知書」を後日送付します。

3 部屋探し・物件情報の提供

- ① 住宅課の窓口で不動産店の名簿をお渡しします。名簿に載っている不動産店で「アパートあっせん決定通知書」を提示し、賃貸物件の紹介を受けてください。
- ② 申込内容に基づき「（公益社団法人）東京都宅地建物取引業協会 杉並区支部」に物件の照会を行います。
- ③ 希望に合う物件があれば、物件情報を郵送しますので、不動産店に確認してください。

ご注意ください

- 希望に合う物件が見つからない場合は、物件情報の提供ができません。
- ご本人でも必ず不動産店をまわり、物件を探してください。

4 契約手続

① 不動産店で賃貸借契約を締結してください。

※ 契約書、領収書等は大切に保管してください。助成金を申請する場合に必要となります。

5 契約成立の報告・助成金の申請

① 必要書類等を揃え、区役所住宅課へお越してください。

必要書類等

(1) 助成金が受けられる場合

- ・賃貸借契約書の写し
- ・仲介手数料等領収書
- ・助成金振込口座がわかるもの(通帳等)
- ・印鑑
- ・アパート案内チラシまたは重要事項説明書

(2) 助成金が受けられない場合

- ・賃貸借契約書の写し
- ・印鑑

助成金支給要件

(1) 引き続き区内に居住すること。

(2) 申し込み資格の要件を備えていること。

(3) 世帯の所得の合計が所得基準額以下であること。

※所得基準額(詳細は住宅課へお問い合わせください。)

単身 240万円(扶養親族等が1人増すごとに38万円加算、その他所得控除あり)

(4) 仲介手数料を支払っていること。

(5) 生活保護又は支援給付を受給していないこと。

助成金額

69,800円を限度に仲介手数料(消費税額を除く)の額を助成します。

仲介手数料の助成金について、以前に支給を受けられた方は、2回目の支給をお受けになることはできません。

6 助成金の支給

① 支給要件を満たす方には、指定された本人口座に助成金を振り込みます。

※《個別相談窓口》

- ・ 犯罪被害者 区民生活部管理課 【Tel03-3312-2111(代表)】
- ・ DV被害者 杉並福祉事務所荻窪事務所【Tel03-3398-9104】
杉並福祉事務所高円寺事務所【Tel03-5306-2611】
杉並福祉事務所高井戸事務所【Tel03-3332-7221】

《問合せ先》杉並区役所 都市整備部住宅課 管理係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-3312-2111(代表)